

(質問第一号)

漁業権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十二月十日

参議院議員 青山正一

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿貳年十二月拾七日

漁業權に關する質問主意書

一、府縣知事が漁業免許の如き國家行政事務を處理したとき、其の後府縣議會に於て、右の行政処分を取消等を要求する決議を爲し、其の執行を迫るは、府縣議會の越權行爲と思料するものなるが当局の所見如何。

二、定置漁業調整については、十數年來各府縣とも整理統合を圖つて居る現状であるが、其の實施に當り旧漁業權を拋棄せしめ、新規出願免許を與うるのが実狀である。然るに新規免許を取消す等の行政処分を爲したるときは、之により既に拋棄した旧漁業權が當然復活すべきに拘らず何等之に關する法律上の規定がない。若し斯かる処分が行われんか漁政上收拾すべからざる混亂に陷る恐れがあるが之に對処する当局の方策如何。

三、定置漁業免許につき、府縣令を以て免許制限距離に關する規定を定めて居る実狀なるが、右の規定は漁業法及同施行規則に根拠を持たない規則と思料するが当局の所見如何。

四、府縣令による免許制限距離に関する規定に定める所の制限距離内に於ける新規免許なりとの理由を以て、錯誤による免許取消処分を爲さんとする事例ありやに聞くが、斯かる行政上の処置は法律上違法なる処分なりと信ずるものなるが当局の所見如何。